

平成29年度事業計画書

1 福岡県の暴力団情勢

(1) 勢力

平成28年12月末における暴力団勢力は、以下のとおりである。

| | 五代目工藤會 | 道仁會 | 三代目福博会 | 太州會 | 浪川會 |
|------|--------|------|--------|------|------|
| 構成員等 | 660人 | 460人 | 220人 | 190人 | 220人 |
| 合計 | 1,750人 | | | | |

県内には福岡県公安委員会が指定する上記暴力団のほか、山口組等を始めとする他の都道府県公安委員会が指定する暴力団の傘下組織が存在する。これらに所属する構成員等は概ね490人と見込まれ、合計すると県内の構成員等の全勢力は2,240人となる。なお、前年(2,400人)の勢力と比較して160人の減少である。

(2) 動向等

県警察が推進する暴力団対策は、平成26年9月の工藤會に対する「頂上作戦」を契機として著しい進展を見せている。その進展効果は工藤會のみならず、他の暴力団組織にも波及し、その蠢動を封じ込めている。しかし、県民の暴力団に対する不安要因が完全に払拭されているわけではなく、利権の拡大等に起因する対立抗争など暴力団の存在そのものが常に一触即発の危険性を孕んでいる。例えば昨年7月、福岡市内の繁華街で六代目山口組傘下組織と浪川會傘下組織の間で暴力事件が発生している。

これについては、幸い県警察の迅速な対応で事なきを得たが、発生当初は対立抗争に発展することも危惧された事案である。その他、六代目山口組の分裂に伴う神戸山口組との対立抗争も膠着状態にある。双方が勢力の拡大を目的として他団体の自陣営への取り込みを強めるなど、抗争終結には程遠い状況にある。福岡県暴力追放運動推進センター(以下「センター」という。)としては、これらの現状を踏まえ本年度の事業計画を立案した。

2 事業計画

(1) 事業の目的(定款第3条)

当センターは、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)による不当な行為を予防するための広報活動を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする。

(2) 事業計画

ア 理事会及び評議員会の開催

(ア) 理事会

平成29年5月9日(火)に第1回を招集し、平成28年度事業報告及び収支決算報告等についての決議を、平成30年3月に第2回を招集し平成30年度事業計画及び収支予算案等についての決議を諮る。

(イ) 評議員会

平成29年5月30日(火)に定時評議員会を招集し、平成28年度収支決算報告等についての決議を諮る。

イ 事業活動の内容

| 事業項目 | 事業内容 |
|---|--|
| 広報活動 ・法第32条の3第2項第1号 ・定款第4条第1項第1号 | ○ 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行う。 ・第26回暴力追放福岡県民大会 *11月16日、北九州市で開催予定 ・自治体、企業等への講師の派遣 ・各種広報媒体の活用 *動画の制作と配信 |
| 暴力団排除組織に対する支援活動 ・法第32条の3第2項第2号 ・定款第4条第1項第2号 | ○ 暴力団による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助ける。 ・暴力団排除活動支援規程 ・暴力団排除活動支援金支給規程 |
| 相談活動 ・法第32条の3第2項第3号 ・定款第4条第1項第3号 | ○ 暴力団による不当な行為に関する相談に応じる。 ・日常の相談業務 ・民暴特別相談日 *福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会所属弁護士(以下「民暴弁護士」という。)による無料法律相談 *毎月第1、3水曜日開催 ・暴力団被害集中相談 *センター、県警、民暴弁護士3者協同 *本年度は、4月15日(土)、10月21日(土)開催予定 ・相談事業規程、細則 |

| 事業項目 | 事業内容 |
|--|---|
| 少年対策 ・法第32条の3第2項第4号 ・定款第4条第1項第4号 | ○ 少年に対する暴力団の影響を排除する活動 ・ 県警察本部組織犯罪対策課、少年課等との連携 ＊暴排先生に対する研修 |
| 離脱・就労支援活動 ・法第32条の3第2項第5号 ・定款第4条第1項第5号 | ○ 暴力団から離脱する意志を有するものを助け、社会復帰を支援する活動。 ・ 協賛企業規程 ・ 身元保証制度規程 ・ 離脱者雇用給付金等支給規程 ・ 暴力団離脱者援助活動規程 |
| 暴力団事務所差止請求関係業務 ・法第32条の3第2項第6号 ・定款第4条第1項第6号 | ○ 暴力団事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。）の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が害されることを防止する。 ・ 差止請求関係業務規程 ・ 広報活動の推進 |
| 不当要求防止責任者講習 ・法第32条の3第2項第7号 ・定款第4条第1項第7号 | ○ 福岡県公安委員会の委託を受けて法第14条第2項の講習を行う。 ・ 年度内38回開催予定 ＊ポイント制の導入 |
| 不当要求情報管理機関援助 ・法第32条の3第2項第8号 ・定款第4条第1項第8号 | ○ 不当要求情報管理機関である「日本証券業協会」、「(公財) モーターボート競走保安協会」、「(公財) 競馬保安協会」等の業務を助ける。 ・ センター、県警察、上記機関との連携強化及び情報の共有等を目的とした連絡会議を年度内1回開催予定 |
| 被害者救援活動 ・法第32条の3第2項第9号 ・定款第4条第1項第9号 | ○ 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行う。 ・ 被害者等救援資金貸付規程 ・ 見舞金支給規程 |
| 事業項目 | 事業内容 |

| | |
|---|--|
| <p>少年指導（少年指導員研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第32条の3第2項第10号 ・定款第4条第1項第10号 | <p>○ 少年に対する暴力団の影響を排除する活動の一環として、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第38条に規定する少年指導員に対し、必要な研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県警察本部組織犯罪対策課、少年課等との連携 ＊小冊子「みんなで考えよう！少年非行防止と立ち直り支援！！」を作成、配付 |
| <p>監視活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款第4条第1項第11号 | <p>○ 暴力監視員の委嘱と監視活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所轄警察署長の推薦により委嘱 ＊暴力監視員運営規程 ・センター、県警察、監視員との連携強化及び情報共有等を目的とした研修会を年度内1回開催予定 |
| <p>調査研究活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款第4条第1項第12号 | <p>○ 暴力団排除対策に関する調査及び研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター、県警察、民暴弁護士による「民暴研究会」等を年度内1回開催 |
| <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款第4条第1項第13号 | <p>○ その他、定款第3条の目的を達成するために必要な事業を行う。</p> |

3 賛助会員を対象とした暴力団排除研修会（仮称）の開催

賛助会費収入は、センターの事業を推進する上において貴重な財源のひとつである。その財源を永続的に確保して事業を継続していくためには、積極的に賛助会員（以下「会員」という。）の募集勧奨に努め、会員の拡大を図る必要がある。これと合わせて現会員のつなぎ止めを図り、会員の減少防止に努める必要がある。本年度は、その方策の一環として「暴力団排除研修会（仮称）」の開催を計画した。センター、県警察及び民暴弁護士等と連携して実効ある充実した講習内容で実施予定である。同研修会の継続的開催と講習内容の充実に努めることによって現会員の定着化と新会員の増加を図り、賛助会費収入の増加と永続的な財源の確保を目指す。

以上